

豊島区が発注する契約に係る労働関係法令遵守の確認等に関する要綱

平成 25 年 2 月 1 日

総務部長決定

改正 平成 26 年 2 月 1 日

平成 27 年 1 月 5 日

令和 2 年 4 月 1 日

令和 4 年 2 月 1 日

令和 8 年 4 月 1 日

(目的)

第 1 条 この要綱は、公共サービス基本法（平成 21 年法律第 40 号）第 11 条の趣旨に基づき、豊島区（以下「区」という。）が発注する契約に係る業務に従事する者の適正な労働環境の確保に資するため、区の契約の相手方の労働関係法令遵守の確認等に関して、必要な事項を定めるものとする。

(対象となる契約)

第 2 条 労働関係法令遵守の確認を行う契約は、次に掲げるものとする。ただし、区長が別に定める場合は、対象としないことができる。

(1) 予定価格が 3,000 万円以上の工事請負契約（単価契約を除く）

(2) 予定価格が 1,000 万円（年間契約（4 月から翌年 3 月までの契約をいう。）は 500 万円）以上の請負・委託契約のうち、業種が建物清掃、人的警備・受付、設備管理保守（消防設備等）、道路・公園清掃及び学校給食の案件とする。

(確認方法)

第 3 条 労働関係法令遵守の確認は、前条の契約の相手方（以下「受託者」という。）が労働関係法令の遵守に関する報告書（以下「報告書」という。）（別記様式 1）を区長に提出することにより行うものとする。

2 受託者は、契約締結後、速やかに報告書を提出しなければならない。ただし、別に提出された書面をもって、労働関係法令遵守の確認を行うことができると区長が認める場合はこの限りではない。

3 区長は報告書の提出があったときは、その内容を確認し、保管するものとする。

(労働条件等の調査)

第 4 条 区長は、前条の報告内容に疑義が生じたときは、関係書類の提出を求め、受託者について従事する者の労働条件や労働環境（以下「労働条件等」という。）を調査するものとする。

2 前項のほか、任意に受託者を選定して、労働条件等調査を行うことができるもの

とする。

3 前項の調査は、必要がある場合は社会保険労務士等に委託することができる。

(改善の指示)

第5条 前条による調査の結果、労働条件等が不適切であると認められる場合には、区長は受託者に対し、労働条件等の改善を指示するものとする。

2 前項の規定による指示を受けた受託者は、労働条件等の改善内容を書面で区長に提出しなければならない。

(契約の解除等)

第6条 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、受託者に指名停止の措置を講じ、又は当該契約を解除することができるものとする。

(1) 受託者に労働関係法令上の違反があったと認められたとき

(2) 第3条の報告書が提出されない場合、または報告に虚偽があったとき

(3) 第4条の調査について正当な理由がないにもかかわらずこれを拒んだ場合

(4) 前条の改善指示を受けたにもかかわらず改善が見られない場合

(5) 前条の改善内容を書面で区長に提出しない場合

附 則

この要綱は、平成25年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年1月5日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。